

論説

スポーツ事故の民事責任における多様性

藤 原 究

- 1 スポーツにおける紛争の多様性
- 2 スポーツ事故の概況
- 3 裁判例
- 4 スポーツ事故における民事責任
- 5 おわりに

1 スポーツにおける紛争の多様性

(1) 「スポーツ」の多様性

ベルナール・ジレはスポーツの定義について、「一つの運動をスポーツと認めるために、われわれは三つの要素、即ち、遊戯、闘争、およびはげしい肉体活動を要求する¹⁾」と述べており、この概念は、「スポーツの三要素」と呼ばれている。また 1968 年に国際スポーツ体育協議会 (ICSPE) は、スポーツの定義について、「①スポーツはプレイの性格をもち、自己あるいは他人との競争、または自然との対決という形式をとる身体活動である。②この活動が競争の形式をとる場合、それは常にスポーツマンシップの精神に基づいて行われなければならない。フェア・プレイの精神なくして真のスポーツはあり得ない。」と定義している²⁾。「スポーツ」の定義については、「スポーツとは一定の規則のもとで特殊な象徴的様式の実現を目指す特定の身体行動による競争」とされていて、スポーツの要因を①特定の身体行動による競

争, ②それを規制する一定の規則, ③その実現を目指す特殊な象徴的様式という3要素と考える。ただ、現代においては、スポーツは必ずしもこの3要素のみでは説明できないと言われる。社会・経済の変化の中で、スポーツの位置づけは変化するとともに、生活様式も時代とともに変わり、スポーツをすることの目的も変化を遂げている。一般的にスポーツから連想される「競争」だけを目的とするものではなく、精神面での達成感や自己の筋力向上などを重視する登山やトレッキング、ヨガやトレーニングなどもスポーツと捉えられ、目的や形式だけにとらわれない心身の運動や健康のための運動も含めて現代における「スポーツ」といえるだろう。

(2) スポーツ分類の必要性

スポーツにおける紛争を考えるにあたっては、多種多様なスポーツを画一的に捉えるのではなく、その競技種目の特徴に基づいて、類型ごとに分析する必要がある。

① スポーツの種類による分類

競技型スポーツの場合では、チーム又は相対でスポーツを行うことが多くなり、必然的に競技者間のトラブルによる問題が多く考えられる。他方で、非競技型スポーツの場合には、その紛争は対施設管理者やそのスポーツと関わりのない他者との関係の中で生じることが多い。さらに、チームスポーツと個人スポーツの場合には、チーム運営におけるチーム内の問題やチーム間の大会開催や興行に関する問題などが考えられる。スポーツが非競争型で行われる場合、その競技における強度はそのレベルの範囲内に留まることを求められると考えられるし、競争型のスポーツにおいては、一定のレベルの強度によって競技が進行するとともに、ある種、極限的な状態でのプレーとなり、予想を上回る損害が発生することがあり得るため、責任の負担において問題が起こり得る。大会などにおいて、競技主催者がいる場合には、そうした予想外の損害や事故の発生などについて、準備を行うことが求められるべきであろう³。アマチュアスポーツとプロスポーツを比較すると、プロスポーツでの競技中のケガについては、主催するリーグや競技団体がその際の怪我について、保険等での賠償と加害選手の免責をおこなっている場合が多いた

め、紛争の内容は試合中に行われた故意による悪質な暴力行為における不法行為責任やチームと選手の契約関係の問題が多くなると思われる⁴。他方でアマチュアスポーツでは、競技中の接触などに由来するケガとその後遺症について、具体的な手当がなされる事が少なく、不法行為法上の責任が全て加害選手に対するものとなるため、争訟性が高まる可能性が高い。また、アクシデントが起こった場合における事実認定に必要な証拠が不足していることも争訟性が増す一因となっていると思われる。

② スポーツの紛争当事者による分類

スポーツにおける当事者の範囲については、スポーツを実際に楽しむ者だけではなくそれを裏方として支える者や観客として見る者、スポンサーとして利害を持つ者など様々な者がおり、その関わり方によって紛争の種類も違ったものになるだろう。また、紛争が同じ属性のスポーツ関係者間で起こる場合では、関係者間での契約や規約に関する紛争が起こることとなり、契約の内容や解雇、懲戒処分などの場面で顕在化する。教育現場においては、選手間で事故が起きたり、部活動などでの練習中の事故が発生した場合には指導者側の安全配慮義務の問題も起こり得る。スポンサーなどスポーツ周辺の関係者とスポーツ関係者の間では、興行や放映権などスポーツビジネスにおける紛争が多い。スポーツにおける紛争は、結果として紛争に関係していない選手の競技そのものに影響する場合もある。特異な例として、日本バスケットボール協会とリーグの対立により国際バスケットボール連盟からの介入を受けた事例がある。こうした上位団体からの介入は当該競技選手の大会参加機会の喪失につながり、選手のキャリアにとって大きな損失を招く場合もある。プロ野球においても、契約問題で球団と対立し地位確認訴訟に至った例もある。

③ 紛争の種類から見た場合による分類

紛争による分類としては、それが法的紛争か非法的紛争かという分類ができる。例えば、ゲーム中の判定等においては、当該リーグを主催している競技統括団体において、チームないしは選手に対する制裁として対応が行われる。ただ、試合中も暴力行為については、その内容が重大なもので、競技の枠を超えているような場合には、法的な紛争となることを妨げるものではな

い。また競技チーム内におけるハラスメント、体罰の問題においても同様に統括団体における資格停止などの措置が取られることがある⁵。

他方で、選手の契約更改等に関する紛争やスポンサー契約におけるトラブルの場合には、法的な紛争となる。さらには、試合や練習中の事故に関するもの、スポーツ施設を建設する際の近隣住民との紛争など権利関係の調整によるものもある。

(3) スポーツ紛争の特殊性

スポーツ紛争の特殊性は、スポーツ団体・組織における閉鎖性と競争性がその背景にあるといえる。競技スポーツにおいては、順位付けが行われる中でより上位の成績を獲得するために、ドーピングや行き過ぎた指導によるハラスメントが発生することもある。チームスポーツにおいては、そうした不祥事について、大会出場などへのペナルティを恐れて被害が拡大することも起こり得ると言える。危険防止などの観点から、競技中はチーム内において厳格な規律が要求され、その結果、過度の上下関係が形成されるなど、問題発生の温床となる場合もある。また、国際大会に派遣する選手や強化指定選手の選考などを行う団体に対しては、選手・競技関係者側からの様々な申立てが、自身の競技生活において不利なものになるのではないかというおそれから、萎縮する結果となっている場合もある。

2 スポーツ事故の概況

(1) 「スポーツ」の多様性

スポーツ事故における責任には、民事責任と刑事責任があり、民事責任の場合には契約における債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任がある。刑事責任においては、部活動の指導や競技中の不必要な暴力等の場合において、業務上過失致死や傷害罪などに問われることがありうる。こうした責任における違法性が阻却される場合については、競技の特性だけではなく、被害者の受傷状況や当該行為に連続している競技上の行為の必要性、当事者間

の競技における実力差、被害者の行為についての承諾などから総合的に判断することとしている。大阪地判昭 62 年 4 月 21 日⁶では、空手の練習における傷害致死事件をめぐる、「そもそも、スポーツの練習中の加害行為が被害者の承諾に基づく行為としてその違法性が阻却されるには、特に「空手」という危険な格闘技においては、単に練習中であったというだけでは足りず、その危険性に鑑みて、練習の方法、程度が、社会的に相当であると認めるに足りる態様のものでなければならず、被害者の受傷内容、死因、練習経験・実力からみた被告人と被害者の立場、暴行の態様、練習の日時場所を考慮すれば、本件のように、練習場所としては、不相当な場所で何ら正規のルールに従うことなく、かかる危険な方法、態様の練習をすることが右社会的相当行為の範囲内に含まれないことは明らかであって、被告人が空手の練習としては許されると認識していたとしても、被告人の本件行為は違法なものであるといわなければならない。」としている。

(2) スポーツ事故の現況

日本スポーツ振興センターの学校等事故事例検索データベースにおいて、部活動や体育の授業で受傷し、後遺障害が残ったものは、令和元年で後遺障害が 94 件（サッカー・フットサル 21 件 バasketボール 20 件 野球 48 件）、令和 2 年は後遺障害 223 件（サッカー・フットサル 26 件 バasketボール 15 件 野球 62 件）、令和 3 年は後遺障害 102 件（サッカー・フットサル 15 件 バasketボール 18 件 野球 40 件）となっている。その中で、競技ごとの受傷の特徴としては、サッカーの場合、頭頸部と手・指の傷害による後遺障害が多く見られる。入院日数で考えると膝の受傷件数が最も多く、入院期間も長期となっている。10 万人あたりの傷害発生頻度は 10～22 歳で高くなっている。発生原因は 47.6%が他者との接触によるものである。野球の場合、後遺障害の 55%は頭頸部の傷害となっており、10 万人あたりの傷害発生頻度は 10～15 歳と 19～22 歳で高い。頭頸部への受傷は 16～18 歳で最大となっている。発生原因は「飛来物・道具との接触」が 49.2%で最大となっている。バレーボールの場合、傷害発生年代は、30 代～60 代に多く、男性よりも女性の傷害総数が多い。発生原因は 44.1%が非接触損傷

であり 17 日以上の入院は膝への受傷となっている。バスケットボールの場合、年齢カテゴリーとしては、10～12 歳が件数・割合ともに高くなっている。女性は 30～50 代で発生頻度が高いが、男性は 30 歳以降低下している。発生原因は 42.9%が他者との接触によるもので、死亡・後遺障害の件数が極めて低く特徴的。このように、球技においても、競技ごとの受傷事例における特徴はそれぞれ大きく異なっており、当然、事故の態様が大きく異なるだけでなく、その責任主体をどう捉えるかについても異なる部分が多くなる。そのため、球技でグルーピングすることはもちろんのこと、スポーツと言う形でそこに安易に共通した「責任をどう捉えるか」という考えを持ち込むことには危険があると考えられる。

3 裁判例

(1) 部活動・授業体育

① 大阪地判平成 11 年 7 月 9 日⁷

1. 被告（三塁手）が練習中、本来は二塁に投げるべきボールを一塁に投げて、次の練習に備えていた一塁を守る原告の右眼に当たり失明
2. 監督や捕手の指示を不注意で聞いていなかったため、ノックのボールを捕球した後、漫然とボールを一塁方向に投げて原告の右眼付近に当てた被告の過失
3. 被告が行ったプレーが硬式野球のルール上許されたものであるからといって違法性が欠けるものではない

② さいたま地判平成 28 年 3 月 16 日⁸

1. 高校のクラブ活動中の事故について、通常の練習の中でそれが偶発的に発生したものであり、顧問がそれを具体的に予見することができたとは認められない
2. 当該事故の際の練習に立ち会っていなかったことをもって、顧問の過失を問うこともできない
3. バドミントン経験のない顧問であること、県作成の学校部活動の安全管

理ガイドラインを参照しても避けられない事故

③ 静岡地判平成 28 年 5 月 13 日⁹

1. ハーフバッティングの練習中、打者の打ち返した打球が原告に直撃.
2. 原告はヘッドギアをつけずに投球を担当
3. 野球部の顧問は不在、ヘッドギアは存在していたが、着用するように指導していない
4. 過失相殺は認められず

④ 京都地判令和元年 10 月 24 日¹⁰

1. ソフトボール部の練習中、以前より左手の痛みを訴えていた原告をそのまま練習参加させて、練習中に骨折させる
2. 手に痛みがあるに関わらず、生徒の自主的な判断に任せて練習参加させている
3. 負傷している状態の原告に対して、通常より強いノックを行う.
4. 過失相殺 2 割

(2) その他

① 東京地判平成 19 年 12 月 17 日

1. 事故の態様に照らすと、被告において、ことさら原告の右膝に自己の左足を衝突させようとしたことを示す証拠はないから、暴行又は傷害の故意があったとすることはできない
2. 競技者において、相手方の動作を予想した上で、相手方の身体との衝突によって、相手方に傷害を生じさせる結果を回避すべき義務に違反したことが肯定されるのは、相当程度限られた場合になるものといわざるを得ない
3. 本件事故を間近に目撃し、かつ、その状況を記憶している者は見当たらないから、差し当たり原告及び被告の各供述を吟味するほかない

② 東京地判平成 26 年 12 月 3 日

1. 被告のタックルによって頸髄損傷、呼吸停止、ビデオ映像があり、故意に怪我をさせるという意図はないものの、危険性のあるタックル
2. 過失の有無は、単に競技上の規則に違反したか否かではなく、注意義務

違反の有無という観点から判断すべきである

3. 発生した損害の全部を加害者たる選手に賠償させるのは、損害の公平な分担を図る損害賠償法の理念に反するものといわざるを得ず、このような場合、民法 722 条 2 項の趣旨を類推して損害賠償額を定めるのが相当である

4. 過失相殺 4 割

③ 東京地判平成 28 年 12 月 26 日¹¹

1. 社会人サッカーリーグ所属の原告が被告と足同士が接触して骨折
2. 被告がボールに触れて弾き出していることに加えて、審判がファウルの判定すらしていないことなどから故意に原告の左足を狙って本件行為に及んだとまで断定することはできない

3. 具体的な接触部位や傷害の程度についてはともかく、スパイクシューズを履いている自身の足の裏が、ボールを蹴ろうとする原告の左足に接触し、原告に何らかの傷害を負わせることは十分に予見できたというべき

4. 過失相殺認めず

④ 東京地判平成 30 年 2 月 28 日¹²

1. 社会人サッカーリーグ所属の原告・被告が練習試合で転倒し骨折
2. 被告は、被告の足が原告の足に直接衝突するような形で本件スライディングを行ったものとは認められないから、これを前提とする原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない

3. サッカーが一定程度身体的接触を伴うスポーツであり、1 個のボールを巡り、ボールの保持等を目的としてスライディングが行われることからすれば、スライディングによって選手同士の身体の距離が急激に接近することは通常

⑤ 東京地判平成 30 年 2 月 9 日¹³

1. 原告はラケットをシャトルに向けて振るといったシャトルを打ち返す直前の段階に至る前に、被告が振ったラケットのフレームが原告の左眼に当たった

2. 原告も危険を一定程度引き受けた上で競技に参加しているということができ、被告には過失があると認められるものの、被告は故意をも

って原告を負傷させたものではなく、本件事故により発生した損害の全部を加害者である被告に負担させるのは損害の公平な分担を図る損害賠償法の理念に反する

3. 過失相殺 4 割

⑥ 東京高判平成 30 年 9 月 12 日¹⁴

(東京地判平成 30 年 2 月 9 日の控訴審)

1. 被害者側において十分対応可能な位置に飛来したシャトルを加害者が声掛けせずに動作確認をせずに事故に至った
2. バドミントン競技の競技者が、同競技に伴う他の競技者の故意又は過失により発生する一定の危険を当然に引き受けてこれに参加しているとまではいえない
3. 過失相殺認めず

4 スポーツ事故における民事責任

(1) スポーツ事故における不法行為

一般不法行為の要件として、709 条においては故意・過失、権利・利益侵害、損害の発生、因果関係。712 条と 713 条においては責任能力。720 条においては違法性阻却事由がないことがその要件となるが、責任能力や違法性阻却事由の不存在については、加害者側で立証する必要がある。スポーツに関する不法行為においては、過失、損害の発生、因果関係、違法性阻却事由の不存在についてが争点となりやすい¹⁵。

① 故意・過失 (709 条)

故意とは、「結果発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態」であり、過失とは、「結果発生の予見可能性がありながら、結果の発生を回避するために必要とされる措置を講じなかったこと（結果回避義務違反）」とされている¹⁶。民法においては、故意・過失が一般不法行為の要件となっており、加害者の故意・過失をベースにして損害賠償請求権の有無が決められている。

② 損害の発生

不法行為がなければ、被害者が置かれているであろう財産状態と不法行為があった結果、被害者が置かれている財産状態との差額を損害とする。

③ 因果関係

加害行為（故意・過失がある行為）と損害との間に因果関係があることが要件となる。因果関係とは、その加害行為がなければ損害が発生しなかったといえるかどうかによって判断される。

④ 違法性阻却事由の不存在

損害賠償請求権を排斥する事由として、「正当防衛」、「緊急避難」、「被害者の承諾」などがある。正当防衛とは、他人の不法行為に対して自己または第三者の権利を防衛するために行われた加害行為についてそれがやむを得ないものであった場合には、その加害者は損害賠償責任を負わないとするものである。緊急避難とは、他人のものから生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した者は損害賠償責任を負わないこと、被害者の承諾とは権利侵害された被害者が権利侵害について承諾していた場合にその加害者は損害賠償責任を負わないことをいう。スポーツを巡る紛争においては、スポーツ指導者に暴力を振るわれた被害者がその暴力を指導の一環として受け入れている場合に被害者の承諾が問題となった事例がある。

スポーツ中のプレイヤー同士の事故においては、被害者の承諾という点から違法性阻却事由の有無を問題とする裁判例が多かったものの、近年は過失の問題として判断する事例が多くなっているとされている。加害行為自体が競技におけるルールに従っているか、スポーツにおけるマナーとして適切であるかという点も違法性阻却事由判断の基準となりうる。

（2）競技者の不法行為

競技者が主体となるスポーツ事故においては、その過失についての評価が重要となる。過失については、通説上、結果発生の予見可能性があるにも関わらずその結果を回避するために必要とされる措置を取らなかったことをいう（行為義務違反・結果回避義務違反）。こうした回避義務の内容については、回避義務という形で定式化され、各事例において再構築されることとな

る¹⁷。スポーツの具体的種目や競技場所によってその安全性や危険性の点で大きな影響を及ぼすが、一般的には、結果発生の一蓋然性とそれに対応する予防措置の負担、被侵害利益の大きさととのバランスなどが判断要素として重要になる。静岡地判平成 6 年 8 月 4 日¹⁸は、中学校での柔道部の練習中に、部員が頭を強打し死亡した事件において、対戦相手の過失について裁判所は、「A のように技能的・体力的に未熟な初心者の指導・練習をするにおいては。相手の技能を超えた技をかけた、あるいは、相手の疲労度に留意せずに技をかけた場合、相手が技を受け損じて後頭部を床に打ちつけるなど危険があるから、相手の技術の程度、身体の状態、疲労度などを把握し適宜休息を与えたり、できる限り大外刈りのような受け身の取りにくい技を用いるべきではなく、代わりうる受け身の取りやすい技を用いるなどかける技を選択し、また、A との身長差等から、大外刈り以外の技を用いにくいというのであれば A が後頭部を打たないように袖を確保するとともに、技を掛けるスピードについても。相当緩やかにするなど、技のかけ方に留意して練習を実施すべき危険防止義務があるというべきである」として結果回避義務を認めている¹⁹。学校における部活動やオープン参加の認められている競技会・大会などにおいては、様々な競技レベルや熟練度を持った参加者が同じフィールドで対面することとなり、特に身体的なコンタクトを伴うようなスポーツにおいては、複雑な回避義務を求められることにもつながる。身体的なコンタクトがないようなものであっても、トレッキングや登山など習熟度によってもたらされる危険度に大きな違いがある場合も同様であろう。スポーツ中の事故について、その行為が当該スポーツのルールにおいて違反とならないことをもって、違法性を阻却するという考え方²⁰もありうるが、多くの競技規則は最上位のプロスポーツを基準に設定されることが多く、最上位の競技団体における問題からルールが変更され、その内容がアマチュアスポーツにも適用されていくことになる。そうした前提からすれば、競技ルールにしたがった行為であっても、競技レベルによっては十分危険性があるばあいもあり、一概に正当なものとは言えないだろう。当然、オープン参加可能な大会の主催者は、参加者のプレーレベルや健康状態に留意したカテゴリー分けとルールの一部変更などにおいて注意が必要となる。さらには、最判平

成7年3月10日²¹のように、それぞれの当事者のプレー状況等に応じて適切な判断を求められる場合もある。スキー場での滑走中の事故において、スキー場におけるルールを遵守していることを理由に注意義務違反にならないことを主張した被告に対して、互いに上級者である当事者らの事故においても、事故を回避するための行動が取れるにも関わらず回避できなかったことにおいて過失を認めており、滑走中における適切な判断を怠ったことがルール遵守の中であっても過失になるという点が確認された。スキー場に来る競技者のように、スポーツ競技に参加することで、その競技内における他者からの加害行為に対する「被害者の承諾」を与えているという解釈については、参加者として必要な準備を整え、ルールに従った競技を行っている場合にはそうした解釈も認められうる。さらに問題となりうるのは、スポーツに参加する者だけではなく、観戦者やスポーツ周辺の関係者においてどう考えうるかという点である。

5 おわりに

スポーツ事故における責任の問題においては、スポーツにおける様々な多様性の影響を無視することはできない。その多様性は、競技種目の多様性、競技レベルの多様性、当事者の多様性など縦横に幅広く存在している。スポーツにおける危険性は認識したうえで、その民事責任については、不法行為の成立要件を前提として判断するほかはない。スポーツにおいては、上位の競技カテゴリーになるほどケガのリスクは低くなる部分もあり、その点においては、競技の習熟度の低い競技者よりも大会主催者による注意義務のほうが重要となるなどの留意点はある。さらには、試合等に臨場するレフリーについても、サッカーを例に取れば、試合を担当できる最も下のカテゴリーである4級審判員が13万人、国内最上位のJリーグのレフリーが60名程度、国際審判員が7名となっており、競技の裾野を拡大するために貢献したものの、そのレフェリングのレベルが一定以上を保てるだけの講習が資格取得後も行われているのかについては明らかではない。こうした現状は様々なスポ

ーツにおいても同様であると見られ、講習機会の拡大や待遇改善が重要であろう。また、スポーツにおける事故とその後についての情報共有やそれに伴うアマチュアレベルのルール・規則の見直しも必要であろう。前述の通り、事故の危険性が高いのはより競技熟練度の低いカテゴリーであり、プロレベルの競技ルールがすべて適用される環境での競技は危険性が高すぎることになるため、注意が必要である。

実際のプレー中の民事責任において考えるうえで、状況の正確な把握は不可欠である。すでに多くのスポーツの現場では、ビデオカメラによるリプレーを判定に取り入れるなど、事実を確認する方法は増えている。また、安価で高解像度のビデオカメラや携帯電話の機能向上などにより、アマチュアスポーツやレクリエーションの場においても、そのプレー状況を記録することは容易になっている。スポーツ事故においては、競技の特性、事故の原因、当事者の属性などに注意しつつ、当該場面のスポーツ的意義、加害行為の態様やその方法、負傷や損害の程度、気象条件、競技規則における著しい違反、安全対策ガイドラインの遵守、試合映像の活用、などを通じて、多角的で、総合的な判断を行うことが重要である。なかでも、当該場面のスポーツ的な意義については、その行為における過失の判断に大きな影響を与えることとなる。また、試合映像の活用を行うことで、過失割合について公平な判断を行うことができる。大会等で発生した事故においては、主催者運営会社にも責任が認められることになるだろう。アスリートの権利を守り、スポーツの裾野を広げようとする我が国のスポーツ政策に照らして、不法行為による損害賠償請求の負担がそうした動きを阻害するものであることは好ましいものではなく、スポーツ競技団体で、スポーツ事故に関する事故防止対策の研修や基金の設立など取り組むべき課題は多く、今後も検討を重ねる必要があるだろう²²。

¹ Bernard Gillet 著、近藤等訳『スポーツの歴史』白水社（1952年）17頁

² 岸野雄三編『スポーツ大辞典』大修館書店（1985年）522頁

³ 千葉正士『スポーツ法学序説』信山社（2001年）121頁以下

⁴ 水戸重之「スポーツ紛争と解決手段」自由と正義 58巻2号16頁

-
- 5 八木由里「スポーツ仲裁における代理人活動」自由と正義 2007 年 2 月号 40 頁
 - 6 判時 1238 号 160 頁
 - 7 判例時報 1720 号 161 頁
 - 8 判例地方自治 416 号 35 頁 信澤久美子「高校のバドミントン部練習中の事故に関する国家賠償請求事件：埼玉県〈地方行政判例解説〉」判例地方自治 438 号 94 頁
 - 9 自保ジャーナル 1979 号 168 頁 判例時報 2336 号 83 頁
 - 10 判例時報 2440 号 72 頁 奥野久雄「学校スポーツ事故と指導者の過失（ソフトボール練習中の事故）〈判例研究〉」中京大学法科大学院/CHUKYO LAWYER 34 号 45 頁
 - 11 判例時報 2392 号 29 頁 石井信輝「社会人サッカー試合中における競技者間の事故と競技者及び監督者の責任」新・判例解説 Watch21 号 89 頁 奥野久雄「スポーツ事故（サッカー事故）と違法性阻却の成否〈判例研究〉」中京大学法科大学院/CHUKYO LAWYER 33 号 77 頁
 - 12 判例タイムズ 1464 号 187 頁
 - 13 判例時報 2402 号 32 頁
 - 14 判例時報 2402 号 23 頁 石井信輝「バドミントンのダブルスプレー中のペア間の事故と賠償責任」新・判例解説 Watch24 号 85 頁
 - 15 笠井修「事故の補填」日本スポーツ法学会『詳解 スポーツ基本法』成文堂（2011 年）266 頁
 - 16 潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法（第 3 版）』新世社（2017 年）28 頁
 - 17 前田陽一『債権各論Ⅱ不法行為法（第 2 版）』弘文堂（2010 年）18 頁
 - 18 判時 1531 号 77 頁
 - 19 棚村政行「スポーツ事故と民事責任」日本スポーツ法学会事故判例研究専門委員会『スポーツ事故の法的責任と予防』道輪書院（2022 年）76 頁
 - 20 判時 1350 号 87 頁
 - 21 判時 1526 号 99 頁
 - 22 その他の参考文献として、佐藤千春「試合中の選手冠事故と加害選手の免責」朝日法学論集 2 号 137 頁、佐藤千春「スポーツ競技における司法審査とその限界」朝日法学論集第 6 号 53 頁